

○独立行政法人航海訓練所海上就業規則

〔平成13年4月1日〕
訓練所規程第9号

最終改正 平成23年2月22日訓練所規程第11号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 服務
 - 第1節 勤務心得（第4条－第15条）
 - 第2節 乗組員（第16条－第22条）
 - 第3節 交通艇艇員（第23条）
 - 第4節 予備船員（第24条）
- 第3章 勤務
 - 第1節 勤務時間、週休日等（第25条－第31条）
 - 第2節 休日（第32条－第36条）
 - 第3節 記録簿等（第37条－第40条）
 - 第4節 休暇等（第41条－第50条）
 - 第5節 女性船員（第51条－第56条）
 - 第6節 出張（第57条）
- 第4章 任免
 - 第1節 任用（第58条－第62条）
 - 第2節 定員（第63条）
 - 第3節 休職、解雇等（第64条－第73条）
- 第5章 派遣（第74条）
- 第6章 給与（第75条）
- 第7章 退職手当（第76条）
- 第8章 賞罰
 - 第1節 表彰（第77条）
 - 第2節 懲戒（第78条－第83条）
- 第9章 勤務成績の評定（第84条）
- 第10章 研修（第85条）
- 第11章 被服（第86条）
- 第12章 安全衛生（第87条－第96条）
- 第13章 宿舍（第97条）
- 第14章 共済組合（第98条）

第15章 災害補償（第99条）

第16章 倫理（第100条）

第17章 旅費（第101条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、船員法（昭和22年法律第100号）第97条第1項の規定に基づき独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の船員の就業に関する事項を定め、もって職場の秩序の維持を図り、業務の円滑な運営に資することを目的とする。

2 この規則に規定されていない事項については、船員法その他の法令の定めるところによる。

（適用範囲）

第2条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第26条に基づき、独立行政法人航海訓練所法（平成11年法律第213号。以下「航海訓練所法」という。）第6条第1項に規定する理事長（以下「理事長」という。）に任命された者のうち練習船に勤務する者（交通艇に勤務する者及び予備船員を含む。）に適用する。

（定義）

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 船員 乗組員及び交通艇艇員並びに予備船員をいう。

二 乗組員 練習船に乗り組む船長、機関長、専任教官及び次に掲げる職員及び部員をいう。

ア 職員 航海士、機関士、通信長、通信士、事務長、事務員及び船医をいう。

イ 部員 船長、機関長、専任教官及び職員以外の者をいう。

三 交通艇艇員 交通艇に乗り組む艇長、機関長及び艇員をいう。

四 予備船員 練習船に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていない次の者をいう。

ア 艀装員 練習船又は交通艇の艀装に関する業務に従事する者

イ 研修員 職務に必要な知識、技術、技能等を修得するため研修中の者

ウ 休暇員 休暇中又は請暇中の次の者

・陸上休暇員 年次休暇及び休日を連続し、まとめて取得する者

・特別休暇員 特別休暇を申請し許可された者

・請暇員 乗組員のうち海外渡航を申請し、承認された者

エ 待機員 自宅で乗船命令を待っている者

オ 係船員 練習船又は交通艇の係船に関する業務に従事する者

カ 傷病員 負傷又は疾病のため病気休暇中の者

キ 休業員 育児休業中又は介護休業中の者

ク 休職員 休職期間中又は出勤停止期間中の者

ケ 陸上支援員 本所又は神戸分室において、練習船に対する業務支援を行う者

第2章 服務

第1節 勤務心得

(服務の基準)

第4条 船員は、航海訓練所が担う業務の重要性を認識するとともに、職務上の責務を自覚し、常に業務の正常な運営を確保するため、職場の秩序を維持し、全力を挙げて職務に専念しなければならない。

(法令及び上司の命令に従う義務)

第5条 船員は、その職務を遂行するに当たって、法令、航海訓練所の規程等（以下「法令等」という。）に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第6条 船員は、その職の信用を傷つけ、又は航海訓練所の不名誉となるような行為をしてはならない。

(利得行為の禁止)

第7条 船員は、職務に関して、自己又は他人のために利益を図ってはならず、又はみだりに金銭物品の寄贈、供応その他の利益を受けてはならない。

(秘密を守る義務)

第8条 船員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 船員は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、理事長の許可を受けなければならない。

3 前各項の規定は、退職又は解雇された後も同様とする。

(職務専念の義務)

第9条 船員は、職務を行うに際しては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、航海訓練所がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

2 船員は、理事長の承認を得た場合を除いては、他の職務又は業務を兼ねてはならない。

3 理事長は、地震、火災、水害その他重大な災害により必要と認めるときは、船員に対し、前2項の規定にかかわらず本職以外の業務に従事させることができる。

4 船員は、理事長の許可がなければ、勤務時間中、みだりに練習船、交通艇、航海訓練所の事務所その他航海訓練所の施設内（以下「船内等」という。）又は勤務時間中における執務場所を離れ、若しくはこれを変更、執務を中断する等の行為をしてはならない。

(施設、備品等の取扱使用に対する注意義務)

第10条 船員は、その取扱使用に係る機械器具、練習船、交通艇その他の施設、物品及び備品の管理、使用等については、常に周到な注意を払い、破損、亡失等のないように時々これを検査又は試用して良好な状態に置くようにしなければならない。

(執務場所の秩序維持)

第11条 船員は、執務場所における秩序を維持し、又は事故の発生を予防するため、職務上関係のない者をみだりに執務場所に立ち入らしめてはならない。

(集会等)

第12条 船員は、船内等において、演説、集会、貼紙、掲示、ビラの配布その他これらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止)

第13条 船員は、相手方の望まない性的言動等により、他の職員に不利益を与えたり、就業環境を害すると判断される行動等を行ってはならない。

2 前項に関する事項は、独立行政法人航海訓練所セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する達(平成17年訓練所達第10号)に定める。

(組合活動)

第14条 船員は、勤務時間中に組合活動をしてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合において、組合活動のための勤務しない日又は時間について、あらかじめその都度、理事長の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 労使協議会に労働組合の代表として参加する場合
- 二 その他労働協約で定められた事項を行う場合
- 三 労働組合の規約上の議決機関にその構成員として出席する場合
- 四 組合の業務に従事する場合

(政治的行為の届出等)

第15条 船員は、国会議員、地方公共団体の長又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の選挙に立候補したとき及び当選の告知後は直ちに理事長に届け出なければならない。

2 船員は、国务大臣、国会議員、地方公共団体の長又は地方公共団体の議員となるときは、退職しなければならない。

第2節 乗組員

(意見の具申)

第16条 乗組員が意見を具申するときは、職制を通じて行わなければならない。

(実習生に対する配慮)

第17条 乗組員は、実習生に対し常に親愛の念をもって接し、良好な教育環境を作るように努めなければならない。

(遵守事項)

第18条 乗組員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 上長(命令系統の上位にある者をいう。)の職務上の命令に従うこと。
- 二 職務を怠り、又は他の乗組員の職務を妨げないこと。
- 三 船長の指定する時刻までに練習船に乗り込むこと。
- 四 船長の許可なく練習船を去らないこと。
- 五 船長の許可なく端艇その他重要な属具を使用しないこと。
- 六 船内の食料又は清水を濫費しないこと。
- 七 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと。
- 八 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から持ち出さないこと。

- 九 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと。
- 十 船長の許可なく居室の改装、配線、模様替等をしないこと。
- 十一 凶器、爆発物その他危険物を所持しないこと。
- 十二 定められた基準によらないで練習船から油や廃棄物を排出しないこと。
- 十三 外地において、我が国の威信を損するような行為をしないこと。
- 十四 その他船内の秩序を乱すような行為をしないこと。

(服制)

第19条 船員の服制については、独立行政法人航海訓練所船員服制（平成13年訓練所達第26号）に定める。

(着用期間)

第20条 制服の着用期間は、次のとおりとする。ただし、船長は、天候その他の事由によりこれを変更することができる。

- 一 冬服（10月1日から翌年5月31日まで）
- 二 夏服（6月1日から9月30日まで）

(着用基準)

第21条 服装着用の基準は、次のとおりとする。

- 一 勤務時間中の乗組員は、第19条に規定する服制による被服を着用しなければならない。
- 二 船橋上又は甲板上においては、不体裁な服装は、慎まねばならない。

(その他の服務に関する事項)

第22条 この節に定めるもののほか、乗組員の服務に関する事項については、独立行政法人航海訓練所乗組員服務規則（平成13年訓練所規程第26号）に定める。

第3節 交通艇艇員

(交通艇艇員)

第23条 勤務時間中の交通艇艇員は、第19条に規定する服制による被服を着用しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、交通艇艇員の服務に関する事項については、独立行政法人航海訓練所交通艇艇員服務規則（平成13年訓練所規程第25号）に定める。

第4節 予備船員

(予備船員)

第24条 第3条第4号に規定する予備船員のうち、休暇員、待機員、傷病員、休業員及び休職員は、毎月15日現在における現状報告書を遅滞なく理事長に提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、予備船員の服務に関する事項については、別に定める。

第3章 勤務

第1節 勤務時間、週休日等

(船員の基準労働期間)

第25条 船員の基準労働期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(乗組員の勤務時間)

第26条 乗組員の勤務時間は、1日につき8時間とし、前条の基準労働期間について、1週間当たり平均40時間とする。

2 勤務時間の割振りについては、別表第1のとおりとする。

3 船長は、業務上必要があるときは、前項に規定する勤務時間の割振りを変更することができる。

(通常の勤務場所を離れて勤務する乗組員の勤務時間)

第27条 乗組員が、業務の都合等で通常の勤務場所を離れて勤務する場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。

(時間外及び休日勤務)

第28条 理事長は、船員法第64条に規定する臨時の必要があるとき及び特別の必要がある場合においては、所定の勤務時間を超え、又は休日に勤務させることができる。

2 理事長は、時間外及び休日労働に関する労使協定に基づき、勤務時間外又は休日に勤務させることができる。ただし、勤務時間外又は休日における勤務は、あらかじめ理事長が職員代表と締結し、所轄運輸局長に届け出た書面による協定に定める範囲内とする。

(例外規定)

第29条 第25条から前条まで及び第32条の規定は、乗組員が次に掲げる作業に従事する場合には、これを適用しない。

一 人命、練習船若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業

二 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業（実習生の教育のための作業を除く。）

三 航海当直の通常の交代のために必要な作業

(交通艇艇員の勤務時間等)

第30条 第26条から前条までの規定は、交通艇艇員に関して準用する。この場合において、これらの規定中「乗組員」とあるのは「交通艇艇員」と、「船長」とあるのは「艇長」と、第26条第2項中「別表第1」とあるのは「別表第2」と、前条中「第25条から前条まで」とあるのは「第25条、第30条において準用する前3条」と、同条第1号中「、練習船」とあるのは「、交通艇」と読み替えるものとする。

(予備船員の勤務時間等)

第31条 第26条から第28条までの規定は、予備船員に関して準用する。この場合において、第26条第1項中「乗組員」とあるのは「予備船員」と、同条第2項中「別表第1」とあるのは「別表第3」と、同条第3項中「船長」とあるのは「理事長」と、第27条中「乗組員」とあるのは「予備船員」と読み替えるものとする。

第2節 休日

(休日)

第32条 船員の休日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 基準労働期間を通し、1週間当たり2日の休日（以下「週休日」という。）
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。次号において「祝日法」という。）に規定する休日
- 三 12月31日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）
- 四 その他理事長が特に指定する日
(週休日の割振り)

第33条 理事長は、練習船又は交通艇の運航形態その他実情に合わせて、週休日を割り振り、その旨を船員に通知しなければならない。

(週休日等の振替)

第34条 理事長は、第32条第1号又は第4号に規定する休日に勤務を命ずる場合には、あらかじめ当該休日を他の勤務日と振り替えることができる。

- 2 前項の規定により振り替えることができる日は、原則として当該勤務を命じた休日から1週間以内における勤務日とする。

(補償休日の報酬)

第35条 船員法第61条の定めにより、第32条第1号に定める週休日のうち、基準労働期間を通し、1週間当たり1日の休日については、補償休日とする。

- 2 前項に定める補償休日を与えるべき船員が、当該補償休日を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その船員に与えるべき補償休日の日数に応じ、報酬を支給する。
- 3 補償休日の報酬に係る給与の取扱は、独立行政法人航海訓練所職員給与規程（平成13年訓練所規程第3号、以下「職員給与規程」という。）で定める。

(祝日等の振替)

第36条 理事長は、第32条第2号又は第3号に規定する休日に勤務を命ずる場合には、あらかじめ当該休日をその属する1週間（日曜日から土曜日までとする。以下同じ。）の期間内における所定の勤務日に振り替えることができる。

- 2 前項に規定する休日の振替が困難な場合には、勤務を命ずる必要がある休日を起算日とする4週間前の日から当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間内における所定の勤務日を指定するものとする。

第3節 記録簿等

(記録簿の備置)

第37条 船長は、船内に勤務時間記録簿を備え置いて、乗組員の勤務時間管理を行わなければならない。

- 2 船長は、乗組員に対し、その求めに応じて、前項の勤務時間記録簿の写しを交付しなければならない。

(出勤)

第38条 艀装員、研修員、係船員及び陸上支援員は、出勤したときは、出勤簿に押印しなければならない。

2 船員は、外勤するときは、あらかじめ外勤簿に所定の事項を記入し、外勤命令を受けなければならない。

(遅刻等)

第39条 船員は、遅刻、早退、欠勤又は勤務時間中に外出する場合には、あらかじめ事由を付して理事長に届け出なければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して届け出なければならない。

(休暇付与簿)

第40号 理事長は、休暇付与簿を作成し、船員の休暇管理を行わなければならない。

第4節 休暇等

(有給休暇)

第41条 船員の有給休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

2 前項に規定する年次休暇とは、船員法第74条に定める有給休暇をいう。

(年次休暇)

第42条 船員の年次休暇は、基準労働期間における船員としての勤務期間（乗船期間及び予備船員（休職員及び職務外の負傷疾病による傷病員を除く。）の期間をいう。）1年につき25日とする。ただし、当該期間が1年に満たない場合は、次表に掲げる日数とする。

勤務期間	日数
1月以上2月未満	2日
2月以上3月未満	5日
3月以上4月未満	7日
4月以上5月未満	10日
5月以上6月未満	12日
6月以上7月未満	15日
7月以上8月未満	16日
8月以上9月未満	18日
9月以上10月未満	20日
10月以上11月未満	21日
11月以上12月未満	23日

2 練習船の行動その他の事情により前項の規定に基づく年次休暇を付与できない場合は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）における年次休暇の25日を超えない範囲内の残日数を限度として次年度に繰り越すことができる。ただし、当該日数に1日未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

3 女性船員が第51条第1項及び第3項の規定により勤務しない期間は、船員としての勤務期間と

みなす。

- 4 船員としての勤務期間が中断した場合において、その中断の事由が船員の故意又は過失によるものでなく、かつ、その中断の期間の合計が1年当たり6週間を超えないときは、その中断の期間は、船員が当該期間の前後の勤務と連続して勤務した期間とみなす。

(年次休暇の与え方)

第43条 船員の年次休暇は、1日又は半日を単位とし、半日単位の年次休暇を日に換算する場合には、2回をもって1日とする。

- 2 予備船員の年次休暇について、特に必要があると認められる場合は、1時間を単位とすることができる。
- 3 船員は、年次休暇を受けようとする時期及び場所について、あらかじめ休暇簿に所定の事項を記入し、理事長に請求しなければならない。この場合において、理事長は、請求された時期及び場所に当該休暇を与えることが業務の運営に支障があるときは、当該船員と協議の上、他の時期及び場所にこれを変更して与えることができる。
- 4 理事長は、期間を分けて年次休暇を与えることができる。

(年次休暇中の報酬)

第44条 年次休暇を請求することができる船員が、年次休暇を付与される前に解雇され、又は退職したときは、その船員の休暇日数に応じ報酬を支給する。船員が船員でなくなった場合においても同様とする。

- 2 年次休暇中の報酬に係る給与の取扱は、職員給与規程で定める。

(病気休暇)

第45条 船員は、負傷又は疾病のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を受けることができる。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、休日、代休日、年次休暇又は特別休暇を使用した日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項及び同条第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 第93条第2項の規定により措置を受けた場合

- 2 前項ただし書き、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として、連続する8日以上（当該期間における週休日、休日及び代休日以外の日（以下「要勤務日数」という。）の日数が3日以下である場合にあっては、その日数を考慮して当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に独立行政法人航海訓練所育児

休業、介護休業等に関する規程第19条第1項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間、生理日の就業が著しく困難な場合における病気休暇により勤務しない時間、第52条、第53条第2項又は第54条の規定により勤務しない時間、第46条第1項第8号に掲げる場合における特別休暇により勤務しない時間及び介護休暇により勤務しない時間（以下この項において「育児時間等」という。）がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間のすべてを勤務した日の日数（第4項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

- 3 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書きの規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要があるが生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書きの規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 療養期間中の週休日、休日、代休日、その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書き及び第2項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 6 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とし、病気休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱う。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする特定病気休暇を使用した日は、1日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。
- 7 理事長は、次に掲げる特定病気休暇を承認するに当たっては、療養予定期間の記載された医師の診断書の提出を求めるものとする。この場合において、診断書が提出されないとき、その他特に必要があると認めるときは、理事長が指定する医師の診断を求めることができる。
 - （1）連続する8日以上（当該期間における要勤務日数の日数が3日以下である場合にあっては、当該期間における要勤務日数が4日以上である期間）の特定病気休暇
 - （2）請求に係る特定病気休暇の期間の初日前1月間における特定病気休暇を使用した日（要勤務日に特定病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る特定病気休暇

8 医師の診断書に基づき療養期間を定めて病気休暇を承認されていた船員が、就業可能となった場合には、就業可能日を記載した医師の診断書を提出しなければならない。

9 天候、海象その他やむを得ない事情により医療機関での受診が困難な場合には、独立行政法人航海訓練所安全衛生に関する担当者等の選任に関する達（平成13年訓練所達第19号）第2条に規定する衛生担当者の証明をもって、医師の診断書に代えることができる。

（特別休暇）

第46条 船員は、次の各号に掲げる特別の事由により、勤務しないことが相当である場合には、それぞれに定める期間で特別休暇を受けることができる。

一 船員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

二 船員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三 船員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

四 船員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において5日の範囲内の期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設で行われる支援活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

五 船員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までにおける連続する5日の範囲内の期間

六 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性予備船員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

七 女性予備船員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性予備船員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

八 生後1年に達しない子を育てる予備船員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を

行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性予備船員にあっては、それぞれ30分から配偶者が取得している時間を差し引いた時間）

九 船員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）が出産する場合で、船員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 船員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までにおける2日の範囲内の期間

十 船員の妻が出産する場合で、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産後8週間の期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（船員の妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内

十一 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、若しくは予防接種又は健康診断を受けさせるためにその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

十二 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他理事長が認めた者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）を介護又は世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が二人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

十三 船員の親族（次の表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、船員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（船員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（船員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（船員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（船員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）

祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（船員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

十四 船員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間

十五 地震、水害、火災その他の災害により船員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、船員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

十六 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

十七 地震、水害、火災その他の災害時において、船員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

十八 その他理事長が特に必要と認めた場合 必要と認められる期間

2 特別休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱う。

（特別休暇の手続）

第47条 船員は、特別休暇（前条第1項第6号、第7号及び第11号の休暇を除く。）を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿に所定の事項を記入し、理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかつた場合は、事後速やかに、その事由を付して請求しなければならない。

2 理事長は、前項の請求があつた場合において、その事由に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができる場合、この限りでない。

3 前条第1項第6号及び第11号の請求は、あらかじめ休暇簿に所定の事項を記入して理事長に対して行わなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかつた場合は、事後速やかに、その事由を付して請求しなければならない。

4 前条第1項第7号に掲げる場合に該当することとなつた女性予備船員は、その旨を速やかに理事長に届け出るものとする。

5 理事長は、特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（育児休業及び介護休業等）

第48条 船員の育児休業及び介護休業等については、独立行政法人航海訓練所職員育児休業、介護休業等に関する規程（平成17年訓練所規程第29号。）で定める。

（船員の健康の保持増進のための総合的な健康診査）

第49条 理事長は、船員が請求した場合には、その者が総合的な健康診査で、理事長が計画し、実施するものを受けるため職務専念義務を免除することができる。ただし、業務の運営に支障があり、

他の時期においても当該目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

- 2 前項の職務専念義務の免除を受けようとする船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して請求し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により職務専念義務を免除される時間は、原則として1日の範囲内で理事長が必要と認める時間とする。

(能率増進のための行事への参加)

第50条 理事長は、レクリエーションその他の能率増進のために行う行事に参加するため、船員が請求した場合には、一の年度につき16時間の範囲内に限り、職務専念義務を免除することができる。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

- 2 前項の職務専念義務の免除を受けようとする船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して請求し、承認を受けなければならない。

第5節 女性船員

(妊産婦である女性船員の勤務)

第51条 理事長は、妊娠中の女性を船内又は艇内で使用してはならない。ただし、女性船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合において、その者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するときは、この限りでない。

- 2 理事長は、前項ただし書の規定に基づき、妊娠中の女性を船内又は艇内で作業に従事させる場合において、その女性の請求があったときは、その者を軽易な作業に従事させなければならない。
- 3 理事長は、出産後8週間を経過しない女性を船内又は艇内で使用してはならない。ただし、出産後6週間を経過した女性が船内又は艇内で勤務することを請求した場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。
- 4 理事長は、妊娠中又は出産後1年以内の女性船員（以下「妊産婦である女性船員」という。）を船員法第88条に規定する命令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。
- 5 第28条（第30条又は第31条において準用する場合を含む。）及び第29条（第30条において準用する場合を含む。）の規定は、妊産婦である女性船員については、これを適用しない。
- 6 理事長は、妊産婦である女性船員を第26条（第30条又は第31条において準用する場合を含む。）の規定による勤務時間を超えて勤務させ、又は週休日に勤務させてはならない。ただし、出産後8週間を経過した妊産婦である女性船員がその勤務時間を超えて勤務すること又は週休日に勤務することを請求した場合（妊産婦である女性船員（女性予備船員を除く。）にあっては、第28条（第30条において準用する場合を含む。）に規定する場合に限る。）において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。
- 7 理事長は、妊産婦である女性船員を午後8時から翌日の午前5時までの間において勤務させてはならない。

- 8 前項の規定は、出産後8週間を経過した妊産婦である女性船員が同項に規定する時刻の間において勤務することを請求した場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、これを適用しない。
- 9 第25条、第26条（第30条又は第31条において準用する場合を含む。）、第27条（第30条又は第31条において準用する場合を含む。）、休日及び前3項の規定は、理事長が妊産婦である女性船員（女性予備船員を除く。）を第29条第1号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。
- 10 第2項、第3項、第6項及び第8項の請求をしようとする女性船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかつた場合は、事後速やかに請求し、承認を受けなければならない。
- （妊産婦である女性予備船員の保健指導及び健康診査）

第52条 理事長は、妊娠中又は出産後1年以内の女性予備船員（以下「妊産婦である女性予備船員」という。）が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため職務専念義務を免除しなければならない。

- 2 前項の職務専念義務が免除される時間は、次の各号に掲げるところにより、1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間とする。
- 一 妊娠満23週までは、4週間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、その指示された回数）
 - 二 妊娠満24週から満35週までは、2週間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、その指示された回数）
 - 三 妊娠満36週から出産までは、1週間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、その指示された回数）
 - 四 出産後1年までは、その間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、その指示された回数）
- 3 第1項の職務専念義務の免除を受けようとする女性予備船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかつた場合は、事後速やかに、その事由を付して請求し、承認を受けなければならない。
- （妊産婦である女性予備船員の業務軽減等）

第53条 理事長は、妊産婦である女性予備船員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

- 2 理事長は、妊娠中の女性予備船員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該船員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間について、職務専念義務を免除することができる。
- 3 第1項の請求をしようとする女性予備船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができ

なかった場合は、事後速やかに請求し、承認を受けなければならない。

- 4 第2項の職務専念義務の免除を受けようとする女性予備船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して請求し、承認を受けなければならない。

(妊娠中の女性予備船員の通勤緩和)

第54条 理事長は、妊娠中の女性予備船員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間について、職務専念義務を免除しなければならない。

- 2 前項の職務専念義務の免除を受けようとする女性予備船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して請求し、承認を受けなければならない。

(妊産婦である女性船員以外の女性船員の勤務)

第55条 理事長は、妊産婦である女性船員以外の女性船員を船員法第88条に規定する作業のうち命令で定める女性の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならない。

(生理日における就業制限)

第56条 理事長は、生理日における就業が著しく困難な女性船員の請求があった場合には、その者を生理日において勤務させてはならない。

- 2 前項の請求をしようとする女性船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して請求し、承認を受けなければならない。

第6節 出張

(出張)

第57条 船員は、業務上必要があるときは、出張を命ぜられることがある。

第4章 任免

第1節 任用

(任用の基準)

第58条 船員の任用は、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われる。

(採用の方法)

第59条 船員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、競争試験以外の能力の実証に基づく試験の方法によることができる。

(任期付職員を採用)

第59条の2 理事長は、次の各号に掲げる業務に従事させる場合には、前条に定めるもののほか、

選考により、3年を超えない範囲内で任期を定め、船員を採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する船員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる船員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として理事長が認める業務に従事させる場合

2 理事長は、前項の規定により採用された船員（以下「任期付船員」という。）の任期が3年に満たない場合にあっては、当該任期付船員の勤務成績その他の事情を考慮して理事長が特に必要と認めるときは、当該任期付船員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

3 理事長は、任期付船員の雇用契約を更新しない場合には、当該任期付船員の雇用契約期間が満了する日の30日前までにその旨を通知するものとする。

4 任期付船員の就業及び給与等に関しては、特段の定めがない限り、常勤船員の例による。
（出向及び転任等）

第60条 船員は、業務上必要があるときは、出向、転任、配置換又は担当する職務の変更を命ぜられることがある。

（試用期間）

第61条 船員の採用については、採用の日から6箇月の試用期間を設けるものとする。ただし、理事長の要請に応じ、一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定める法人に使用される者（以下「一般職国家公務員等」という。）から引き続き独立行政法人航海訓練所の職員となった者については、この限りでない。

2 船員は、前項の試用期間中においてふさわしくないと認められる場合は、第68条の規定にかかわらず解雇されることがある。

（提出書類）

第62条 新たに船員として採用された者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

一 誓約書

二 履歴書

三 卒業証明書

四 健康診断書（3月以内のもので、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号。以下「施行規則」という。）第55条に規定する項目を含んでいるもの）

五 住民票記載事項証明書

六 俸給決定上必要な書類（前歴証明書を含む。）

七 免許等資格に関する証明書

- 八 写真（3月以内のもの）
 - 九 その他人事管理上必要なものとして指示された事項に関する書類
- 2 前項の書類の提出を怠ったとき、又は当該書類に不実の記載があったときは、採用を取り消すことがある。

第2節 定員

（定員）

第63条 練習船及び交通艇の定員については、別表第4のとおりとする。

第3節 休職、解雇等

（休職）

第64条 船員（任期を定めて採用された船員及び試用期間中の船員を除く。）が、次の各号の一に該当する場合は、当該船員を休職にすることができる。

- 一 業務上の事由または通勤途上の災害による負傷または疾病による勤務しない期間が1年を超える場合
- 二 私傷病による勤務しない期間が継続して90日を超える場合
- 三 刑事事件に関し起訴された場合
- 四 学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事する場合又は理事長が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合（国際機関等に派遣される場合（以下「派遣」という。）は除く。）
- 五 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- 六 労働組合の役員として専ら組合の業務に従事する場合であって、理事長の許可（以下「専従許可」という。）を受けたとき。
- 七 前各号のほか、特別な事情により休職させることが適当と理事長が認めた場合
（休職の期間）

第65条 前条第2号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、理事長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第3号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

3 前条第4号及び第5号の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、理事長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

（復職）

第66条 理事長は、休職期間中であっても、第64条各号に掲げる休職の事由が消滅したときにお

いては、当該船員が離職し、又は他の事由により休職にされない限り、休職は、当然終了したものとし、すみやかにその船員を復職させなければならない。

(解雇)

第67条 船員が、次の各号の一に該当する場合には、解雇させることができる。

- 一 勤務実績が不良で、かつ、改善の見込みがない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 船員として必要な適格性を欠く場合
- 四 組織の改廃又は予算の減少により廃職を生じた場合
- 五 試用期間中の船員が第61条第2項に該当する場合

(解雇制限)

第68条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし第1号の場合において、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらないときはこの限りでない。

- 一 職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 産前産後の女性船員が労働基準法第65条の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第69条 第67条の規定により解雇する場合は、少なくとも30日前に予告するか又は予告に代えて労働基準法第12条に規定する平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、所轄運輸局長の認定を受けた場合及び次のいずれかに該当する船員を解雇する場合は、この限りでない。

- 一 2ヶ月以内の期間を定めて雇用する船員（その期間を超えて引き続き雇用される者を除く。）
- 二 試用期間中の船員（14日を超えて引き続き雇用される者を除く。）

2 前項の解雇予告の日数は、平均賃金を支払った日数について短縮することができる。

(退職)

第70条 船員が、次の各号の一に該当する場合は、退職するものとする。

- 一 定年に達した場合
- 二 第64条第1号の規定に該当して休職された場合において、第65条第1項の休職期間を経過してもなお故障が消滅しない場合
- 三 辞職を願い出て理事長に承認された場合
- 四 死亡した場合

(定年退職)

第71条 船員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

2 前項の定年は、年齢60年とする。

(辞職の手続)

第72条 船員が辞職しようとするときは、辞職を予定する日の30日前までに書面をもって理事長に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 船員は、辞職を申し出た後においても、理事長の承認があるまでは、引き続き勤務しなければならない。

(定年退職者等の継続雇用)

第73条 第70条第1号の規定により退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずる者の継続雇用については、独立行政法人航海訓練所継続雇用に関する規程（平成20年訓練所規程第23号）で定める。

第5章 派遣

（派遣）

第74条 船員は、国際協力等の目的で、わが国が加盟している国際機関及び外国政府の機関等に派遣を命ぜられることがある。

第6章 給与

（給与）

第75条 船員の給与については、独立行政法人航海訓練所職員給与規程（平成13年訓練所規程第3号）で定める。

第7章 退職手当

（退職手当）

第76条 船員の退職手当については、独立行政法人航海訓練所職員退職手当支給規程（平成17年訓練所規程第31号）で定める。

第8章 賞罰

第1節 表彰

（表彰）

第77条 船員の表彰については、独立行政法人航海訓練所表彰規程（平成13年訓練所規程第12号）で定める。

第2節 懲戒

（懲戒処分）

第78条 船員が、次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、懲戒解雇、諭旨退職、降格、出勤停止、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 法令等に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 その他前各号に準ずる不都合な行為のあった場合

（懲戒処分の種類及び内容）

第79条 懲戒の種類及び内容は、次の各号の定めるところによる。

- 一 戒告 その責任を確認し、将来を戒めるもの。
- 二 減給 1年以下の期間、1回の額が労働基準法第12条に規定する平均賃金の2分の1を限度として、若しくはその総額が一給与支払期間の給与総額の10分の1以内の額を上限とし

て給与から減ずるもの。

三 出勤停止 90日を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

四 降格 人事処遇上の等級あるいは役職等の地位を下げる。

五 諭旨退職 退職願の提出を勧告する。勧告した日の翌日から1週間以内に退職願を提出しない場合は、懲戒解雇する。

六 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。

2 懲戒に関し必要な事項は、独立行政法人航海訓練所懲戒規程（平成17年訓練所規程第32号）で定める。

（懲戒権者）

第80条 懲戒処分は、理事長が行う。

（訓告等）

第81条 理事長は、船員の過失にして、これが懲戒処分を行うに至らない軽微なときは、その過失の程度に応じ、当該船員が再び過失を繰り返さないように監督上の具体的措置として、訓告、嚴重注意又は注意の処分を行うことができる。

（船長による上陸禁止又は戒告）

第82条 船長は、乗組員が第18条に規定する事項を守らないときは、第78条から前条までの規定にかかわらず、船員法第23条による上陸禁止又は戒告の処分をすることができる。

2 上陸禁止の期間は、初日を含めて10日以内とし、その期間には、停泊日数のみを算入する。

3 上陸禁止又は戒告の処分は、船長が乗組員に文書を交付して行わなければならない。

（損害賠償）

第83条 船員が故意又は重大な過失により、航海訓練所に損害を及ぼしたときは、第78条の規定により懲戒処分をするほか、当該船員に対して損害の賠償を求めるものとする。

第9章 勤務成績の評定

（勤務成績の評定）

第84条 船員の執務については、別に定めるところにより定期的に勤務成績の評定を行う。

第10章 研修

（研修）

第85条 理事長は、船員に対し現在就いている職務又は将来就くことが予想される職務の責任の遂行に必要な知識、技術等を修得させ、その他その遂行に必要な船員の能力、資質等を向上させるために、必要な研修を行い、又は必要な研修を受講させることがある。

第11章 被服

（被服）

第86条 理事長は、業務を遂行するために必要な被服を貸与する。

2 被服貸与については、独立行政法人航海訓練所船員被服の貸与に関する達（平成17年訓練所達

第12号)で定める。

第12章 安全衛生

(医師)

第87条 理事長は、練習船に医師を乗り組ませなければならない。ただし、国内各港間を航海するときは、この限りでない。

(船内の安全確保)

第88条 理事長は、船員労働安全衛生規則(昭和39年運輸省令第53号。以下「労安則」という。)に定めるところにより、船内における災害の予防のための安全設備及び作業環境の整備を図らなければならない。

2 船長は、乗組員を危険な作業に従事させるときは、あらかじめ、必要な指示をして危険の防止に万全を期さなければならない。

3 乗組員は、職場の整理整頓に努めるとともに、常に労安則を守り、周到な注意及び最善の努力により災害の予防に努めなければならない。

(船内の健康保持)

第89条 理事長は、労安則の定めるところにより、船内における衛生の保持及び乗組員の健康の管理、傷病の発生の予防等を図らなければならない。

2 乗組員は、保健衛生に関する知識の向上を図り、健康の保持に努めるとともに、常に労安則を守り、船内の作業及び環境の衛生に関しては、積極的に協力し、奨励しなければならない。

(艇内の安全確保及び健康保持)

第90条 前2条の規定は、艇内の安全確保及び健康保持に関して準用する。この場合において、これらの規定中「船内」とあるのは「艇内」と、「船長」とあるのは「艇長」と、「乗組員」とあるのは「交通艇艇員」と読み替えるものとする。

(船内の安全担当者等の選任)

第91条 理事長は、船内における災害の防止のため、乗組員が属する部ごとにそれぞれ安全担当者を、及び当該安全担当者の中から消火作業指揮者を別に定めるところにより選任するものとする。

2 理事長は、船医が練習船に乗り組んでいない場合には、船内衛生の保持のため、船長の意見を聞いて、船内の衛生管理に関する知識を有する乗組員の中から衛生担当者を別に定めるところにより選任するものとする。

(艇内の安全担当者等の選任)

第92条 理事長は、艇内における災害の防止のため、及び艇内衛生の保持のため、艇長を安全担当者及び消火作業指揮者並びに衛生担当者に選任するものとする。

(健康診断)

第93条 船員は、毎年定期又は臨時に実施する健康証明のための健康診断を受けなければならない。

2 理事長は、前項の健康診断の結果に基づいて、必要があると認められる場合には、勤務場所の変更、職務の転換その他船員の健康保持上適切な措置を講じなければならない。

3 理事長は、職員が第49条の健康診査を受ける場合において、第1項の健康診断の検査の項目に

ついて当該健康診査の結果を利用することができることを認めるときは、その結果をもって当該健康診断における検査に代えることができる。

(健康証明書)

第94条 理事長は、船内及び艇内勤務に適することを証明した健康証明書を持たない者を練習船又は交通艇に乗り組ませてはならない。

(就業制限)

第95条 船員が、次の各号に該当する場合は業務に就かせない。

- 一 船員法施行規則第2号表第1号に掲げる疾患にかかっている者
 - 二 船員法施行規則第2号表第3号に掲げる疾病（前号の疾病を除く。）であつて医師が就業不適と認める者
 - 三 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者
 - 四 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病等が著しく悪化するおそれのあるものにかかった者
 - 五 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者
- 2 理事長は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聴かなければならない。

(伝染性の疾病の届出)

第96条 船員は、本人、本人の同居者又は近隣の者が病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかり、又はその疑いがある場合には、直ちにその旨を理事長に届け出て、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合には、その船員に一定期間を限り療養又は就業禁止を命ずることができる。

第13章 宿舍

(宿舍)

第97条 船員の宿舍については、国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）の定めるところによる。

第14章 共済組合

(共済組合)

第98条 船員の共済組合については、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）の定めるところによる。

第15章 災害補償

(災害補償)

第99条 船員が業務上の事由又は通勤途上の災害により負傷し、疾病にかかり、傷害を残し若しくは死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

第16章 倫理

(倫理)

第100条 船員の倫理については、独立行政法人航海訓練所職員倫理規程（平成17年訓練所規程第33号）で定める。

第17章 旅費

(旅費)

第101条 船員の旅費については、独立行政法人航海訓練所旅費規程（平成13年訓練所規程第13号）及び独立行政法人航海訓練所船員等職務旅費支給規程（平成13年訓練所規程14号）で定める。

2 船員法第47条に規定する送還については、独立行政法人航海訓練所船員往還費支給規程（平成16年訓練所規程第7号）で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第45条及び第46条第3項の規定は、航海訓練所法附則第7条第1項に規定する期間が経過するまでの間は、適用しない。

2 前項に規定する場合において、前項の期間が経過するまでの間は、陸上就業規則第31条第1項及び第2項並びに第32条の規定を適用する。この場合において、同規則第31条第1項中「職員の年次休暇」とあるのは「船員の年次休暇」と、「職員の区分」とあるのは「船員の区分」と、同項第1号及び第2号中「職員」とあるのは「船員」と、同項第3号中「職員以外の職員」とあるのは「船員以外の船員」と、「新たに職員」とあるのは「新たに船員」と、同項第4号中「新たに職員」とあるのは「新たに船員」と、「職員であった者」とあるのは「船員であった者」と、「再び職員」とあるのは「再び船員」と、「職員」とあるのは「船員」と、同規則第32条第1項中「職員」とあるのは「船員」とする。

第3条 航海訓練所の成立の日において一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける職員である者（以下「給与法適用職員」という。）から引き続き船員となったもの（以下「引継船員」という。）の給与法適用職員としての引き続いた勤務期間は、船員としての勤務期間とみなす。

2 引継船員が、船員となった日の前日までの間に給与法適用職員として病気休暇、特別休暇及び休職を受けた期間がある場合は、その期間は、船員として受けた期間とみなす。

3 引継船員が、船員となった日の前日までの間に給与法適用職員として人事院規則17-2（職員団体のための職員の行為）第6条第1項の短期従事の許可を受けた日数がある場合は、その日数は、船員として受けた日数とみなす。

附 則（平成14年4月1日訓練所規程第3号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日訓練所規程第5号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月14日訓練所規程第22号）

この規程は、平成16年12月20日から施行する。

附 則（平成17年4月1日訓練所規程第4号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日訓練所規程第22号）

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓練所規程第28号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日訓練所規程第3号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日訓練所規程第8号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年1月20日訓練所規程第26号）

この規程は、平成21年1月20日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓練所規程第34号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日訓練所規程第4号）

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年2月22日訓練所規程第11号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。